

神奈川県川崎競馬組合職員の職務の級についての標準的な職務の内容に関する規則

(平成12年4月1日規則第3号)  
改正(令和元年6月1日規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県川崎競馬組合職員の給与に関する条例(平成12年神奈川県川崎競馬組合条例第12号)の規定によりその例によるとされている職員の給与に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定による職務の級についての標準的な職務の内容について定めるものとする。

(級別標準職務)

第2条 条例第4条第1項に規定する職務の級の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表(別表)に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

## 別表（第2条関係）

## 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事又は技師の職務
2級	高度の知識経験を必要とする主事又は技師の職務
3級	主任主事又は主任技師の職務
4級	主査の職務
5級	副主幹又は副技幹の職務
6級	課長又は課長補佐の職務
7級	部長、次長又は職務の複雑、困難及び責任の度が高い課長の職務
8級	事務局長の職務
9級	副管理者の職務